

## Bill One ETCカードオプション特約

Bill One経費サービス（以下「本サービス」という）をご利用のお客様（以下単に「お客様」という）がETCカードオプション（以下「本オプション」という）を利用する場合は、Bill One経費サービス約款（以下「サービス約款」という）に加え、以下の特約（以下「本特約」という）が適用されるものとし、お客様はこれに同意の上本オプションを利用するものとします。なお、本特約で別途定める場合を除き、サービス約款において定義された用語については、本特約においても同様の意味で用いられるものとします。

### 第1条（用語の定義）

1. 本特約における次の用語は、以下のとおり定義されるものとします。
  - (1) ETCシステム：ETC利用者が、ETCカード及び車載器並びに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。
  - (2) ETCカード：車載器を起動させ、道路事業者が運営するETCシステムの利用者を識別するための媒体をいいます。
  - (3) 車載器：カード会員がETCシステムを利用するために車輻に設置し、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための機器をいいます。
  - (4) 路側システム：道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器と無線により通行記録の作成等に必要な情報を授受する装置をいいます。
  - (5) 道路事業者：東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社又は都道府県市町村等道路整備特別措置法に基づく有料道路事業者のうち、当社と提携するクレジットカード事業者が、ETCシステムによる通行料金等の決済契約を締結した事業者をいいます。
  - (6) 通行料金：道路事業者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいいます。
  - (7) 通行記録：ETCカード利用時にETCシステムに登録される利用履歴及び当該有料道路の通行にかかわる料金の額、その他通行に関する記録をいいます。
  - (8) ETC-ID番号：ETCカード表面に印字された数字をいいます。

### 第2条（ETCカードの発行及び管理）

1. カード会員は、当社が定める方法でETCカードの発行を申し込むものとし、当社はこれを承認した場合、カード会員に貸与している本カードに付帯するカードとして、ETCカードを発行し貸与します。
2. 前項に従いETCカードを発行及び貸与されたカード会員（以下「ETCカード会員」という）は、自らの従業員等であって当社から本カードの発行を受けているカード使用者の中から、ETCカードを社用に利用する方を指定して当社に所定の方法で届け出るものとし、当社が適当と認めた方をETCカードの使用者（以下「ETCカード使用者」という）とします。なお、ETCカード会員は、ETCカード使用者の届出にあたり、ETCカード使用者本人に本特約の内容を理解させたうえで同意させるものとします。
3. ETCカード会員は、自ら本特約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってETCカード使用者に対し本特約を遵守させるものとし、ETCカード使用者が本特約を遵守しなかったことにより当社に損害が生じた場合、ETCカード会員が当該損害を賠償するものとします。
4. ETCカードの所有権は当社が有するものとし、ETCカード会員及びETCカード使用者は、善良なる管理者の注意をもってETCカードを使用し保管するものとします。
5. ETCカード会員は、自らの責任でETCカードの利用設定を行い、ETCカード使用者がETCカードを利用して決済する費用が、ETCカード会員の事業活動に関連するものであることを表明保証するものとし、ETCカード会員の事業に係る費用の決済目的の範囲に限り、ETCカード使用者にETCカードを使用させることができるものとします。
6. ETCカード会員は、理由の如何を問わず、自らの従業員等以外の者に対しETCカードを貸与、預託若しくは譲渡し、又は利用させてはならないものとします。
7. ETCカード使用者は、理由の如何を問わず、当該ETCカードの交付を受けた以外の者に対しETCカードを貸与、預託若しくは譲渡し、又は利用させてはならないものとします。
8. 前2項に違反してETCカードが第三者に利用された場合、ETCシステムの利用により発生する通行料

金の支払いはETCカード会員の責任とします。

#### 第3条 (ETCカードの利用方法)

1. ETCカード使用者は、道路事業者の定める料金所において、ETCカードを挿入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受することで、通行料金を支払うことができます。
2. ETCカード使用者は、道路事業者の定める料金所においてETCカードを提示することで、通行料金を支払うことができます。

#### 第4条 (ETCカードの利用により発生した通行料金等の支払い及び利用可能枠)

1. 当社は、ETCカード使用者がETCカードを利用することにより発生した通行料金等につき、当社と提携するクレジットカード事業者が道路事業者と締結した契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、本カードのご利用代金と合算して請求し、ETCカード会員はサービス約款及び本特約に基づきこれを支払うものとします。
2. ETCカードの利用により発生した通行料金等の支払に際して請求された内容に疑義がある場合は、ETCカード会員、ETCカード使用者及び道路事業者との間で解決するものとし、当社への支払義務を免れないものとします。
3. ETCカード使用者は、本カードの利用可能枠の範囲内でETCカードを利用することができます。本カードの利用可能枠を超えてETCカード使用者がETCカードを利用した場合、ETCカード会員は当然にその支払い義務を負うものとします。

#### 第5条 (ETCカードの解約及び利用停止)

1. ETCカード会員は、契約期間内にETCカードについて退会することはできないものとします。
2. 当社は、ETCカード会員又はETCカード使用者が本特約若しくはサービス約款に違反した場合又はETCカード若しくは本カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合、その他当社がETCカード会員として不適当と認めた場合は、ETCカード会員に対しあらかじめ通知することなくETCカードの利用停止措置をとることができるものとし、ETCカード会員はこれを承諾するものとします。当社は、ETCカードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。
3. ETCカード会員が本サービスの利用を終了し又は本カード会員としての地位を喪失した場合、同時に本特約に基づくETCカード会員資格も喪失するものとします。
4. ETCカード使用者が本カード使用者の地位を喪失した場合、同時にETCカード使用者としての資格も失うものとします。
5. 事務手続きの都合その他の事由により、ETCカードを解約または資格喪失した以降に、ETCカード利用による通行料金等の売上が計上された場合、ETCカード会員は、当該売上が本特約に基づき当社に支払うものとします。

#### 第6条 (ETCカードの紛失・盗難)

1. ETCカード会員又はETCカード使用者がETCカードを紛失し、若しくは盗難にあった場合、又はETCカードが毀損もしくは変形した場合は、ETCカード会員又はETCカード使用者は直ちに当社に通知の上、最寄りの警察署に届け、かつ当社所定の書面による届出を当社に対し提出するものとします。なお、届け出を行う際、ETC-ID番号の通知を要することとします。
2. ETCカードが盗難等により他人により不正に利用された場合、ETCカード会員は、本特約及びサービス約款に基づきその利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。但し、前項に従い警察及び当社への届出がされた場合には、当社に通知があった日の60日前以降に発生した利用代金に係る支払債務について、100万円を上限として（ある暦年の1月1日から12月31日までの期間においてカード会員から複数の届出又はサービス約款第31条1項に基づく届出があった場合には、当該届出及びサービス約款第31条1項に基づく届出について免除される合計額が2000万円となるまでを上限として）免除します。
3. 前項の定めにかかわらず、サービス約款第31条3項各号に定める場合には、ETCカード会員の支払債務は免除されないものとします。なお、ETCカード使用者がETCカードを車内に放置していたことにより紛失または盗難にあった場合、当該紛失又は盗難については、ETCカード会員又はETCカード

使用者に重大な過失があったものとみなします。

4. 前2項に定めるほか、ETCカードの紛失・盗難の場合のETCカード会員及びETCカード使用者の責任は、サービス約款に定めるカード不正利用、紛失、盗難等の規定に準じるものとします。
5. 当社は、当社が適当と認めた場合に ETC カードを再発行します。その場合、ETCカード会員又はETCカード使用者は当社所定の手数料を支払うものとします。

第7条（通行記録等の取り扱い）

ETCカード会員及びETCカード使用者は、ETC システム及び ETC 前払割引の利用に基づき道路事業者が作成する通行記録等及び請求データを、当社が必要な範囲で利用することを了承します。

第8条（免責事項）

当社は、第4条に基づく ETC カードの利用により発生した通行料金等の決済に関する事項を除き、ETC システム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。

第9条（サービス約款の適用等）

1. 本特約に定めのない事項については、サービス約款の定めが適用されるものとします。
2. カード会員及びカード使用者は、本特約に加え、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程をあわせて遵守の上、ETCシステムを利用するものとします。

制定日：2026年6月1日